

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

労働基準法最新改正内容（2015年5月15日版）

行政院が2015年4月23日付で公告した労働基準法（以下「労基法」という）の部分修正草案は、草案一部の内容が同年5月15日立法院にて三読通過した。今回の改正は主に、労働時間の短縮という世界的趨勢に応じ、法定通常労働時間の短縮並びに関連の対応措置を制定するもので、同時に労使双方による出勤時数に関する争議を減らすため、使用者に労働者の出勤記録を作成・保存する義務を更に厳格に定めたものとなった。

今回の改正内容は下記の通り：

一、労基法第4条

労基法の中央主管機関は、行政院労働者委員会から「労働部」に変更。

二、労基法第30条

- 1週間当りの通常労働時間は、40時間を超えてはならない。(第1項)¹
- 使用者は、労働者の出勤記録を備え置くほか、それを5年間保存しなければならない。(第5項)²
- 出勤記録は、毎日の労働者の出勤状況を分単位まで記載すること。労働者より申請があった場合、使用者は出勤記録の写し又はコピーを交付する義務を有する。(第6項)
- 使用者は、第1項の通常労働時間規定の改正を理由として、労働者の賃金を削減してはならない。(第7項)
- 使用者は、労働者の家庭事情に応じ、労働者の1日当りの通常労働時間数を変更せずに、1時間の範囲内で「第30条第1項から第3項及び第30-1条」における通常労働時の労働開始時間及び終了時間を調整することができる。(第8項)

三、労基法第79条

- 第30条第1項から第3項、第6項及び第7項に違反した場合、新台幣ドル2万元以上30万元以下の罰金に処する。(第1項第1号)
- 第30条第5項に違反した場合、新台幣ドル9万元以上45万元以下の罰金に処する。(第2項)

¹ 改正前の通常労働時間は、二週間につき84時間を超えてはならないとしていた。

² 改正前の保存期間は1年間としていた。

本文は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。